

鳥取縣公報

規則

鳥取縣規則第五十七号

二十六年九月七日 四十八号

昭和二十六年九月七日鳥取縣規則第十号、災害救助法第二十三條の規定による救助の程度、方法及び期間の一部を次のように改正する。

昭和二十六年九月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

災害救助法第二十三條の規定による救助の程度、方法及び期間中改正規則

五、の(一)中「生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与」の次に「(以下「生業資金の給与」という。)」を加え五、(一)の次に次の項を加える。

(二) 生業資金の給与のため支出する費用は二世帯につき五、〇〇〇円以内とする。

昭和二十六年九月七日 金曜日
第二千二百四十二号

本書ノ大キサハ國ヲ規格A五判

三 生業資金の給与は、非常災害により、罹災の程度が極めて広範且つ激甚であり、住家の焼失、又は洪水による倒壊流失等の被害により、生業を根底から震された罹災者のうち、行商、露天飲食業、小修理業、小売業、零細農、小運送業、小漁業、小水産加工業、その他これに準ずる者で、次の各号に該当する者に対し、被害の実情に応じて、現物又は金銭を給与又は貸与する。

イ、小資本により生業を営んでいること。

ロ、蓄積資本を有しないこと。

ハ、主として家族勞働力によつて、辛うじて生業を維持している程度のものであること。

ニ、成業の見込み確実な具体的事業計画を有し、自立更生の見込みのあること。

四 生業資金の給貸与をなし得る期間は、災害發生の日から、一箇月以内とする。但し已むを得ない特別の事情により、この期間以内に給与又は貸与することができない場合には、事情を具して、厚生大臣の承認を受け、必要な期間延長をすることができる。

四 生業資金を貸与する場合は次の各号の條件を附する。

イ、貸与期間 一箇年以内

ロ、利率 無利子

ハ、確実な保証人 一人

ニ 生業資金を貸与した場合は貸与期間満了と同時に県に返納すること。

附 則

この規則は公布の日から施行し、昭和二十六年四月一日から適用する。

告示

鳥取縣告示第四百一號

建築基準法施行規則（昭和二十五年十一月建設省令第四〇号）第七條の規定により次の通り道路の位置を昭和二十六年九月一日指定した。

昭和二十六年九月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、申請人の住所氏名 東伯郡倉吉町米田 酒井徹次

一、指定場所 東伯郡倉吉町駄經寺二八二、二八二ノ一、二七九ノ一、二八一、二七九ノ二 屋敷二八〇次一山林

一、道路の延長 六五、六メートル

一、道路の巾員 四メートル

一、図面 省略

鳥取縣告示第四百二號

次の道路敷はその公用を廢止する。

昭和二十六年九月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第四百三號

一、東伯郡赤碕町大字赤碕 自字玄小原八六七ノ一番地先 至字佐崎田八七五番地先 府県道三本杉、赤碕停車場線旧道路敷三四坪

次の堤防敷はその公用を廢止する。

昭和二十六年九月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

堤防敷の区域 自東伯郡上井町大字上井字土手数三九五番地先 天神川右岸 至 同 所 三九六番地先

面積 一、〇六八坪

鳥取縣告示第四百四號

昭和二十六年九月一日次の通り海面における漁業の免許をした。

昭和二十六年九月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

その一

- (一) 漁場計画の公示番号 昭和二十六年八月県告示第三四四号
- (二) 漁業権者住所氏名 鳥取縣岩美郡東村大字大羽尾三百四十六番地三十七 東 村 漁 業 協 同 組 合
- (三) 漁業権の種類 共同漁業権
- (四) 番号 海共第一号
- (五) 漁の位置及び区域 昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計画中の内容の通り
- (六) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期 右 同
- (七) 存続期間 昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十一日まで
- (八) 制限條件 なし

00656

その二

- (一) 漁場計画の公示番号
昭和二十六年八月県告示第三四四号
- (二) 漁業権者住所氏名
田後村漁業協同組合外一組合
代表者 鳥取県岩美郡田後村六十八番地
田後村漁業協同組合
- (三) 漁業権の種類 共同漁業権
- (四) " 番号 海共第二号
- (五) 漁場の位置及び区域
昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計
画中の内容の通り
- (六) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期
右 同
- (七) 存続期間
昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十
一日まで
- (八) 制限条件 なし

その三

- (一) 漁場計画の公示番号
昭和二十六年八月県告示第三四四号
- (二) 漁業権者住所氏名
網代村漁業協同組合外一組合
代表者 鳥取県岩美郡網代村百十八番地ノ五十八
網代村漁業協同組合
- (三) 漁業権の種類 共同漁業権
- (四) " 番号 海共第三号
- (五) 漁場の位置及び区域
昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計
画中の内容の通り
- (六) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期
右 同
- (七) 存続期間
昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十
一日まで
- (八) 制限条件 なし

00657

その四

- (一) 漁場計画の公示番号
昭和二十六年八月県告示第三四四号
- (二) 漁業権者住所氏名
鳥取県岩美郡福部村大字岩戸百二十二ノ八番地
福部村漁業協同組合
- (三) 漁業権の種類 共同漁業権
- (四) " 番号 海共第四号
- (五) 漁場の位置及び区域
昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計
画中の内容の通り
- (六) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期
右 同
- (七) 存続期間
昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十
一日まで
- (八) 制限条件 なし

その六

- (一) 漁場計画の公示番号
昭和二十六年八月県告示第三四四号
- (二) 漁業権者住所氏名
鳥取県鳥取市賀露町千五百三十九番地二
賀露漁業協同組合
- (三) 漁業権の種類 共同漁業権
- (四) " 番号 海共第五号
- (五) 漁場の位置及び区域
昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計
画中の内容の通り
- (六) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期
右 同
- (七) 存続期間
昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十
一日まで
- (八) 制限条件 なし

(一) 漁業権者住所氏名
鳥取県鳥取市賀露町千五百三十九番地二
賀露漁業協同組合

(二) 漁業権の種類 共同漁業権

(三) 番号 海共第六号

(四) 漁場の位置及び区域
昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計
画中の内容の通り

(五) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期
右 同

(六) 存続期間
昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十
一日まで

(七) 制限条件 なし

その七

(一) 漁場計画の公示番号
昭和二十六年八月県告示第三四四号

(一) 漁業権者住所氏名
鳥取県高郡末恒村大字伏野千七百十二番地
末恒村漁業協同組合

(二) 漁業権の種類 共同漁業権

(三) 番号 海共第七号

(四) 漁場の位置及び区域
昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計
画中の内容の通り

(五) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期
右 同

(六) 存続期間
昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十
一日まで

(七) 制限条件 なし

その八

(一) 漁場計画の公示番号
昭和二十六年八月県告示第三四四号

(二) 漁業権者住所氏名

鳥取県高郡宝木村大字奥沢見千十七番地四
宝木村漁業協同組合

(一) 漁業権の種類 共同漁業権

(二) 番号 海共第八号

(三) 漁場の位置及び区域
昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計
画中の内容の通り

(四) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期
右 同

(五) 存続期間
昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十
一日まで

(六) 制限条件 なし

その九

(一) 漁場計画の公示番号
昭和二十六年八月県告示第三四四号

(二) 漁業権者住所氏名
鳥取県高郡酒津村三百九十九番地一

酒津漁業協同組合

(一) 漁業権の種類 共同漁業権

(二) 番号 海共第九号

(三) 漁場の位置及び区域
昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計
画中の内容の通り

(四) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期
右 同

(五) 存続期間
昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十
一日まで

(六) 制限条件 なし

その十

(一) 漁場計画の公示番号
昭和二十六年八月県告示第三四四号

(二) 漁業権者住所氏名
鳥取県高郡宝木村大字番奥沢見千十七番地四
宝木村漁業共同組合

00662

<p>(内) 画中の内容の通り</p> <p>(右) 同</p> <p>(内) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期</p> <p>(外) 存続期間</p> <p>昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十一日まで</p> <p>(八) 制限条件 なし</p> <p>その十五</p> <p>(一) 漁場計画の公示番号</p> <p>昭和二十六年八月県告示第三四四号</p> <p>(二) 漁業権者住所氏名</p> <p>鳥取県東伯郡長瀬村大字長瀬千百三十五番地</p> <p>長橋漁業協同組合</p> <p>(三) 漁業権の種類 共同漁業権</p> <p>(四) 〃 番号 海共第十五号</p> <p>(五) 漁場の位置及び区域</p> <p>昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計画</p> <p>画中の内容の通り</p>	<p>(内) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期</p> <p>(右) 同</p> <p>(内) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期</p> <p>(外) 存続期間</p> <p>昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十一日まで</p> <p>(八) 制限条件 なし</p> <p>その十六</p> <p>(一) 漁場計画の公示番号</p> <p>昭和二十六年八月県告示第三四四号</p> <p>(二) 漁業権者住所氏名</p> <p>鳥取県東伯郡下北條村大字弓原六百三番地</p> <p>北條漁業協同組合</p> <p>(三) 漁業権の種類 共同漁業権</p> <p>(四) 〃 番号 海共第十六号</p> <p>(五) 漁場の位置及び区域</p> <p>昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計画</p> <p>画中の内容の通り</p> <p>(内) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期</p>
--	---

00663

<p>(右) 同</p> <p>(内) 存続期間</p> <p>昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十一日まで</p> <p>(八) 制限条件 なし</p> <p>その十七</p> <p>(一) 漁場計画の公示番号</p> <p>昭和二十六年八月県告示第三四四号</p> <p>(二) 漁業権者住所氏名</p> <p>鳥取県東伯郡由良町大字由良宿千四百四十二番地</p> <p>大良漁業協同組合</p> <p>(三) 漁業権の種類 共同漁業権</p> <p>(四) 〃 番号 海共第十七号</p> <p>(五) 漁場の位置及び区域</p> <p>昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計画</p> <p>画中の内容の通り</p> <p>(内) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期</p> <p>(右) 同</p>	<p>(外) 存続期間</p> <p>昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十一日まで</p> <p>(八) 制限条件 なし</p> <p>その十八</p> <p>(一) 漁場計画の公示番号</p> <p>昭和二十六年八月県告示第三四四号</p> <p>(二) 漁業権者住所氏名</p> <p>鳥取県東伯郡浦安町逢東六百五十三番地</p> <p>浦安町漁業協同組合</p> <p>(三) 漁業権の種類 共同漁業権</p> <p>(四) 〃 番号 海共第十八号</p> <p>(五) 漁場の位置及び区域</p> <p>昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計画</p> <p>画中の内容の通り</p> <p>(内) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期</p> <p>(右) 同</p> <p>(外) 存続期間</p>
---	---

00664

<p>昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十日まで</p> <p>制限条件 なし</p> <p>その十九</p> <p>(一) 漁場計画の公示番号 昭和二十六年八月県告示第三四四号</p> <p>(二) 漁業権者住所氏名 鳥取県東伯郡八橋町大字八橋三百八番地 八橋漁業協同組合</p> <p>(三) 漁業権の種類 共同漁業権</p> <p>(四) 〃 番号 海共第十九号</p> <p>(五) 漁場の位置及び区域 昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計画 画中の内容の通り</p> <p>(六) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期 右 同</p> <p>(七) 存続期間 昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十日まで</p>	<p>昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十日まで</p> <p>制限条件 なし</p> <p>その二十</p> <p>(一) 漁場計画の公示番号 昭和二十六年八月県告示第三四四号</p> <p>(二) 漁業権者住所氏名 鳥取県東伯郡赤碕町大字赤碕千五百六十六番一 赤碕町漁業協同組合</p> <p>(三) 漁業権の種類 共同漁業権</p> <p>(四) 〃 番号 海共第二十号</p> <p>(五) 漁場の位置及び区域 昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計画 画中の内容の通り</p> <p>(六) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期 右 同</p> <p>(七) 存続期間 昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十日まで</p>
---	---

00665

<p>昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十日まで</p> <p>制限条件 なし</p> <p>その二十一</p> <p>(一) 漁場計画の公示番号 昭和二十六年八月県告示第三四四号</p> <p>(二) 漁業権者住所氏名 鳥取県東伯郡安田村大字笹津五百九十四番地 安田村漁業協同組合</p> <p>(三) 漁業権の種類 共同漁業権</p> <p>(四) 〃 番号 海共第二十一号</p> <p>(五) 漁場の位置及び区域 昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計画 画中の内容の通り</p> <p>(六) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期 右 同</p> <p>(七) 存続期間 昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十日まで</p> <p>(八) 制限条件 なし</p>	<p>昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十日まで</p> <p>制限条件 なし</p> <p>その二十二</p> <p>(一) 漁場計画の公示番号 昭和二十六年八月告示第三四四号</p> <p>(二) 漁業権者住所氏名 鳥取県東伯郡下中山村大字下甲二百九十番地 下中山村漁業協同組合</p> <p>(三) 漁業権の種類 共同漁業権</p> <p>(四) 〃 番号 海共第二十二号</p> <p>(五) 漁場の位置及び区域 昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計画 画中の内容の通り</p> <p>(六) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期 右 同</p> <p>(七) 存続期間 昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十日まで</p> <p>(八) 制限条件 なし</p> <p>その二十三</p>
---	--

00666

<p>(一) 漁場計画の公示番号 昭和二十六年八月県告示第三四四号</p> <p>(二) 漁業権者住所氏名 鳥取県東伯郡下中山村大字下甲二百九十番地 下中山村漁業協同組合</p> <p>(三) 漁業権の種類 共同漁業権</p> <p>(四) 〃 番号 海共第二十三号</p> <p>(五) 漁場の位置及び区域 昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計 画中の内容の通り</p> <p>(六) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期 右 同</p> <p>(七) 存続期間 昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十 一日まで</p> <p>(八) 制限条件 なし</p> <p>その二十四</p> <p>(一) 漁場計画の公示番号</p>	<p>(一) 漁場計画の公示番号 昭和二十六年八月県告示第三四四号</p> <p>(二) 漁業権者住所氏名 御來屋漁業協同組合外二組合 代表者 鳥取県西伯郡御來屋町九百九十九番地 御來屋漁業協同組合</p> <p>(三) 漁業権の種類 共同漁業権</p> <p>(四) 〃 番号 海共第二十四号</p> <p>(五) 漁場の位置及び区域 昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計 画中の内容の通り</p> <p>(六) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期 右 同</p> <p>(七) 存続期間 昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十 一日まで</p> <p>(八) 制限条件 なし</p> <p>その二十五</p> <p>(一) 漁場計画の公示番号</p>
--	--

00667

<p>(一) 漁場計画の公示番号 昭和二十六年八月県告示第三四四号</p> <p>(二) 漁業権者住所氏名 御來屋漁業協同組合外二組合 鳥取県西伯郡御來屋町九百九十九番地 御來屋漁業協同組合</p> <p>(三) 漁業権の種類 共同漁業権</p> <p>(四) 〃 番号 海共第二十五号</p> <p>(五) 漁場の位置及び区域 昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計 画中の内容の通り</p> <p>(六) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期 右 同</p> <p>(七) 存続期間 昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十 一日まで</p> <p>(八) 制限条件 なし</p> <p>その二十六</p> <p>(一) 漁場計画の公示番号</p>	<p>(一) 漁場計画の公示番号 昭和二十六年八月県告示第三四四号</p> <p>(二) 漁業権者住所氏名 鳥取県西伯郡淀江町大字淀江五百五十七番地 淀江漁業協同組合</p> <p>(三) 漁業権の種類 共同漁業権</p> <p>(四) 〃 番号 海共第二十六号</p> <p>(五) 漁場の位置及び区域 昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計 画中の内容の通り</p> <p>(六) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期 右 同</p> <p>(七) 存続期間 昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十 一日まで</p> <p>(八) 制限条件 なし</p> <p>その二十七</p> <p>(一) 漁場計画の公示番号 昭和二十六年八月県告示第三四四号</p>
--	---

00668

鳥取縣西伯郡日吉津村大字日吉津五百九十二番地
日和漁業協同組合

(一) 漁業権者住所氏名
米子市漁業協同組合外一組合
代表者 鳥取県米子市内町七十二番地
米子市漁業協同組合

(二) 漁業権の種類 共同漁業権

(三) 〃 番号 海共第二十七号

(四) 漁場の位置及び区域
昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計
画中の内容の通り

(五) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期
右 同

(六) 存続期間
昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十一日まで

(七) 制限条件 なし

(八) その二十八

(一) 漁場計画の公示番号
昭和二十六年八月県告示第三四四号

(二) 漁業権者住所氏名

鳥取縣西伯郡余子村大字竹内千八番地
弓浜漁業協同組合

(一) 漁業権の種類 共同漁業権

(二) 〃 番号 海共第三十号

(三) 漁場の位置及び区域
昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計
画中の内容の通り

(四) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期
右 同

(五) 存続期間
昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十一日まで

(六) 制限条件 なし

(七) その三十一

(一) 漁場計画の公示番号
昭和二十六年八月県告示第三四四号

(二) 漁業権者住所氏名
竹内爲治外十名

00669

鳥取縣西伯郡富益村二千三百八十四番地
弓湾中部漁業協同組合

(一) 漁業権の種類 共同漁業権

(二) 〃 番号 海共第二十九号

(三) 漁場の位置及び区域
昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計
画中の内容の通り

(四) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期
右 同

(五) 存続期間
昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十一日まで

(六) 制限条件 なし

(七) その三十

(一) 漁場計画の公示番号
昭和二十六年八月県告示第三四四号

(二) 漁業権者住所氏名
弓浜漁業協同組合外二組合

鳥取縣西伯郡余子村大字竹内千八番地
弓浜漁業協同組合

(一) 漁業権の種類 共同漁業権

(二) 〃 番号 海共第三十号

(三) 漁場の位置及び区域
昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計
画中の内容の通り

(四) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期
右 同

(五) 存続期間
昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十一日まで

(六) 制限条件 なし

(七) その三十一

(一) 漁場計画の公示番号
昭和二十六年八月県告示第三四四号

(二) 漁業権者住所氏名
竹内爲治外十名

代表者 鳥取県西伯郡外江町三千五百三十一番地
竹内為治

三 漁業権の種類 区画漁業権
四 " 番号 海区第一号
五 漁場の位置及び区域
昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計
画中の内容の通り

六 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期
右 同

七 存続期間
昭和二十六年九月一日から昭和三十一年八月三十一日まで

八 制限条件 なし

その三十二

一 漁場計画の公示番号
昭和二十六年八月県告示第三四四号
漁業権者住所氏名
古徳安治外八名

代表者 鳥取県西伯郡外江町三千五百四十五番地
古徳安治

三 漁業権の種類 区画漁業権
四 " 番号 海区第二号
五 漁場の位置及び区域
昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計
画中の内容の通り

六 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期
右 同

七 存続期間
昭和二十六年九月一日から昭和三十一年八月三十一日まで

八 制限条件 なし

その三十三

一 漁場計画の公示番号
昭和二十六年八月県告示第三四四号
漁業権者住所氏名
浜田美房外八名

代表者 鳥取県西伯郡外江町三千五百九十七番地
浜田美房

三 漁業権の種類 区画漁業権
四 " 番号 海区第三号
五 漁場の位置及び区域
昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計
画中の内容の通り

六 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期
右 同

七 存続期間
昭和二十六年九月一日から昭和三十一年八月三十一日まで

八 制限条件 なし

◇鳥取縣告示第四百五号
昭和二十六年九月一日次の通り内水面における漁業の免
許をした。
昭和二十六年九月七日

代表者 鳥取県知事 西尾愛治

その一

一 漁場計画の公示番号
昭和二十六年八月県告示第三四五号
漁業権者住所氏名
鳥取県八頭郡那家町大字那家四百九十三番地
千代川漁業協同組合

二 漁業の種類 共同漁業権
三 " 番号 内共第一号
四 漁場の位置及び区域
昭和二十六年八月県告示第三四五号による漁場計
画中の内容の通り

五 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期
右 同

六 存続期間
昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十一日まで

七 制限条件 なし

00672

その二

一 漁場計画の公示番号
昭和二十六年八月県告示第三四五号

二 漁業権者住所氏名
鳥取県東伯郡倉吉町大字魚町二千五百二十九番地
天神川漁業協同組合

三 漁業権の種類 共同漁業権

四 〃 番号 内共第二号

五 漁場の位置及び区域
昭和二十六年八月県告示第三四五号による漁場計
画中の内容の通り

六 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期
右 同

七 存続期間
昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十
一日まで

八 制限条件 なし

その三

一 漁場計画の公示番号

二 漁業権者住所氏名
鳥取県日野郡溝口町大字溝口
日野川水系漁業協同組合

三 漁業権の種類 共同漁業権

四 〃 番号 内共第三号

五 漁場の位置及び区域
昭和二十六年八月県告示第三四五号による漁場計
画中の内容の通り

六 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期
右 同

七 存続期間
昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十
一日まで

八 制限条件 なし

その四

一 漁場計画の公示番号

00673

昭和二十六年八月県告示第三四五号

一 漁業権者住所氏名
鳥取県気高郡湖山村六百四十番地一
湖山池漁業協同組合

二 漁業権の種類 共同漁業権

三 〃 番号 内共第四号

四 漁場の位置及び区域
昭和二十六年八月県告示第三四五号による漁場計
画中の内容の通り

五 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期
右 同

六 存続期間
昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十
一日まで

七 制限条件 なし

その五

一 漁場計画の公示番号
昭和二十六年八月県告示第三四五号

二 漁業権者住所氏名
鳥取県東伯郡浅津村大字下浅津二百五十三番地
東郷湖漁業協同組合

三 漁業権の種類 共同漁業権

四 〃 番号 内共第五号

五 漁場の位置及び区域
昭和二十六年八月県告示第三四五号による漁場計
画中の内容の通り

六 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期
右 同

七 存続期間
昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十
一日まで

八 制限条件 なし

〇鳥取県告示第四百七号
次の保安林を解除する希望の通知をうけとつた。
昭和二十六年九月七日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

00674

記

府県	市郡	町村	大字	字	地番	台全	帳面	積反	解除実測又は見込	積反	所有者住所氏名
鳥取	日野	神奈川	武庫	行岸ノ上エ	二、一五八ノ二	反	八〇〇〇	三、二二七	三、二二七	日本国有鉄道	
"	"	"	"	"	二、一五九	反	六、〇〇五	六、一〇八	六、一〇八	"	
"	"	"	"	"	オノ神上エ	反	五、五一〇	五、六一六	五、六一六	"	
"	"	"	"	"	二、一六〇	反	六、三〇〇	八、六一八	八、六一八	"	
"	"	"	"	"	行岸ノ上エ	反	二、一五七	三、三二五	三、三二五	"	
"	"	"	"	"	二、一五五ノ三	反	三、四二五	三、八一五	三、八一五	"	
"	"	"	"	"	二、一五六	反	二、七〇六	二、九二七	二、九二七	"	

◇鳥取縣告示第四百八号

昭和二十六年度兒童福祉施設保母試験を次のように施行する。

昭和二十六年九月七日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、受験資格

1、学校教育法による高等学校を卒業した者又は旧中

二、試験科目

- 2、兒童福祉施設において三年以上兒童の保護に従事した者
- 3、厚生大臣において適当な資格を有すると認定した者

00675

- 1、社会事業一般
 - 2、児童心理学
 - 3、保健衛生学及び生理学
 - 4、看護学及び実習
 - 5、栄養学及び実習
 - 6、保育理論
 - 7、保育実習
- 右の中既に合格した科目は除く、又一部科目のみ受験することもできる。

三、日程

- 1、受験願書の受付
自昭和二十六年九月 十日 至 九月二十九日
- 2、試験期日
昭和二十六年十月六日、七日(二日間)
- 3、試験時間表

期日	時間
午前九時	午後十二時
十時	十三時
十一時	十四時
十二時	十五時
十三時	十六時
十四時	十七時
十五時	十八時
十六時	十九時
十七時	二十時
十八時	二十時
十九時	二十時
二十時	二十時

十月六日	社会事業一般 児童心理学 保健衛生学 及び生理学
十月七日	看護学 栄養学 保育理論 実習、適性試験

- 4、試験場
鳥取市西町 鳥取図書館
- 5、試験結果の発表
昭和二十六年十月二十三日
- 四、出願手続き

- 1、受験希望者は次の書類を鳥取県民生部兒童課内保母試験係に提出する。
- イ、受験願書(別記様式一)
- ロ、履歴書(〃 二)
- ハ、戸籍抄本
- ニ、受験資格の各号の一に該当することを証明する書面

00676

ホ、寫眞(手札型上半身裏面に寫した年月日及び氏名を自署すること)
 ヘ、身体検査書(保健所で作成したもの)
 ト、受験料 金百円
 2、受験者は県から受験票の交付を受け試験当日携行するものとする。

受験願書

この度県において施行される保母試験を受けたいので別紙履歴書、戸籍抄本と受験資格の各号の一に該当することを証明する書面、寫眞、身体検査書及び手数料百円を添え申請いたします。

昭和 年 月 日
 受験科目 全科(又は何々)

本籍地
 住所 氏 名 印

鳥取県知事西尾愛治殿

(註) 受験手数料は兒童課に直接持参するか又は小替爲にて送付のこと

様式二
 履歴書
 本籍地
 現住所
 世帯主との続柄
 氏(ふりがなを要す) 名
 生年月日

職 歴
 学 歴
 右の通り相違ありません

年 月 日
 右 氏 名 印

備考 その他不明の点があれば返信封同封の上「鳥取局区内鳥取県兒童課、保母試験係」宛問合せのこと

00677

人事委員會規則

鳥取縣人事委員會規則第六号

鳥取縣人事委員會公開口頭審理等傍聽規則を次のように定める。

昭和二十六年九月七日

鳥取縣人事委員會委員長 倉 繁 良 逸

鳥取縣人事委員會公開口頭審理傍聽規則

(この規則の目的)

第一條 この規則は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十條第一項の規定による口頭審理の公開及び鳥取縣人事委員會會議事規則(昭和二十六年鳥取縣人事委員會規則第二号)第五條の規定による會議の公開の場合の傍聽に關し、必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聽席)

第二條 傍聽席は、人事委員會の口頭審理又は會議を主宰するもの(以下「主宰者」という。)が、指定する。

(傍聽者の数)

第三條 主宰者は、必要あるときは傍聽者の数を制限することができる。

(入場の拒否)

第四條 主宰者は、左に掲げる者には入場を拒否することができる。

- 一 兇器、その他危険なものを所持している者
- 二 酒気を帯びている者
- 三 ふうてん、白痴又は精神病者と認められる者
- 四 その他取締上必要があると認める者

(傍聽者の遵守事項)

第五條 傍聽者は、傍聽中、左の事項を守らなければならない。

- 一 異様な服装をしないこと
- 二 飲食又は喫煙をしないこと
- 三 口頭審理又は會議の言論に対して賛否を表明し又は拍手をしないこと
- 四 講肅を旨とし、審理又は議事の妨害になるような

